

事業完了実績報告書の提出について(令和4年補正インバウンド(車両))

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業(設備の導入)が完了したときには「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業の完了日(機器が納品された日)から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。

ただし、補助対象事業の完了日から1か月を経過した日が4月10日を経過する場合には、4月10日までに提出する必要があります。

例1) 補助対象事業の完了日: 11月1日 → 完了実績報告書の提出期限: 12月1日

例2) 補助対象事業の完了日: 3月20日 → 完了実績報告書の提出期限: 4月10日

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は**4部(原本1部、コピー3部)**となります。
(※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください)
- ◆ 提出書類はすべて **A4片面とし、製本(糊付け・ホチキス止めを含む)はせずにクリップ止め**としてください。



【完了実績報告書の提出書類】(記載方法は記載例をご確認ください)

- (1) 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)補助対象事業完了実績報告書(様式第6-7)
- (2) 令和4年度:訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業・交通インバウンド環境革新等事業)補助対象事業完了実績表(様式第6-7別紙2)
- (3) 補助対象事業に係る請求書の写し(登録番号等、購入費用の内訳(オプション、諸経費、車両本体各)及び車名・グレードが確認できるもの)

- (4) 補助対象経費の支払いを証する書面（領収書の写し等）
- (5) 補助対象事業に係る自動車車検証の写し
- (6) 補助対象事業に係る事業用自動車の写真（自動車の前面、左側面、後方（いずれも UD マークが確認できるもの）及びスローブを装着した状態の写真）
- (7) 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領」 3. ②(自動車)P15 において、「バス・タクシー車両の移動等円滑化に係る事業については、～あわせて多言語化、無料講習無線 LAN 環境の整備又はキャッシュレス対応のいずれかを行うこととする。」となっているため、下記のとおり、対応状況を証する写真。

○多言語化

- ・車内に設置した翻訳機の写真
- ・多言語案内・翻訳用タブレット（翻訳アプリのインストールが確認できるもの車内に設置した写真

○無料公衆無線 LAN

- ・車内に設置した機器の写真

○キャッシュレス対応

- ・車内に設置した機器の写真

※ジャンボタクシーにつきましては、車内に設置したキャッシュレス決済機器の写真。

- (8) 観光振興事業・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業報告（一次評価）
- (9) 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）支払請求書（様式 6-10）

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (10) 貸与する車両・船舶の状況（様式 6-7 別紙 2-2）
- (11) 自動車リース契約書

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
 - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式 6-7 別紙 2 において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
 - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「領収書の写し等」を添付して提出できない場合
 - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**理由書**」
- リース会社の場合であって、自動車リース料金から補助金相当額を減免せず、タクシー事業者に補助金を渡す場合
 - タクシー会社へ補助金を渡す旨を記載した「**理由書**」

○ 交付申請時に、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、UD研修の開催が中止されるなどにより、UDタクシー1台につき2名以上のUD研修の開催が中止されるなどにより、UDタクシー1台につき2名以上のUD研修受講の挙証資料を添付していない場合。

➤ UD研修の受講者数調べ（様式指定あり）

➤ 必要人数分のUD研修受講終了証

○ 交付申請時に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、通達に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施

することが困難として、計画書面を提出した場合。

➤ 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け通達）に基づく研修を年2回以上実施していることを証する書面（様式指定あり）

事業完了実績報告書の提出について(令和4年補正インバウンド(設備))

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業(設備の導入)が完了したときには「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業の完了日(機器が納品された日)から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。

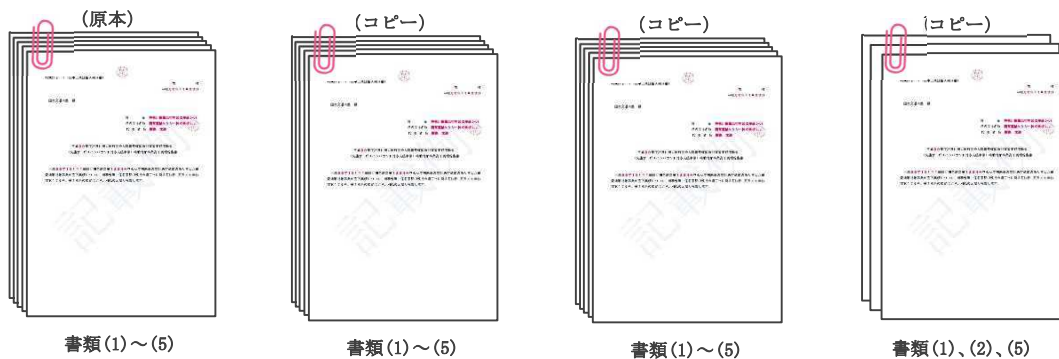
ただし、補助対象事業の完了日から1か月を経過した日が4月10日を経過する場合には、4月10日までに提出する必要があります。

例1) 補助対象事業の完了日: 11月1日 → 完了実績報告書の提出期限: 12月1日

例2) 補助対象事業の完了日: 3月20日 → 完了実績報告書の提出期限: 4月10日

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は**4部(原本1部、コピー3部)**となります。
(※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください)
- ◆ 提出書類はすべて **A4片面とし、製本(糊付け・ホチキス止めを含む。)はせずにクリップ止め**としてください。



【完了実績報告書の提出書類】(記載方法は記載例をご確認ください)

- (1) 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)補助対象事業完了実績報告書(様式第6-7)
- (2) 令和4年度:訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業・交通インバウンド環境革新等事業)補助対象事業完了実績表(様式第6-7別紙2)
- (3) 下記のとおり、対応状況を証する書面(請求書、領収書、写真等)を添付。

○機器を購入した場合

- ・補助対象事業に係る請求書の写し
- ・補助対象経費の支払いを証する書面(領収書の写し等)
- ・納品した日のわかる書面(納品書等)
- ・車内に設置した機器の写真

- スタッフのための外国語接遇等の研修を実施した場合
 - ・補助対象事業に係る請求書の写し
 - ・補助対象経費の支払いを証する書面（領収書の写し等）
 - ・研修受講の写真等
- (4) 観光振興事業・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業評価（一次評価）
- (5) 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）支払請求書（様式6-10）

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
 - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式6-7別紙2において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
 - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「領収書の写し等」を添付して提出できない場合
 - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**理由書**」